

名桜大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針

指針	学生の入構	講義・演習・実習・実技（学内）	講義・演習・実習・実技（学外）（注2）	課外活動	研究活動	大学運営	学外者の入構
ステップ①	原則、入構禁止（注1）	遠隔授業のみ	感染状況及び受入施設等との協議により、担当教員と学部長等で実施を判断する	全面禁止 大会参加禁止	感染拡大防止の措置を講じた上で実施する ※学生の実験研究活動においては、指導教員と行う場合のみ、特別に許可する	一部職員（妊婦等）について在宅勤務を活用した勤務体制を推奨する	関係者以外入構禁止
ステップ②	感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能	遠隔授業と対面授業のハイブリッド	感染状況及び受入施設等との協議により、担当教員と学部長等で実施を判断する	下記（注3）に留意し、届出た上で実施する ※本学学生のみが学内で活動する（注4） 大会参加は原則禁止	感染拡大防止の措置を講じた上で実施する	感染拡大防止の措置を講じた上で、勤務を行う	原則として、学内への入構を禁止する
ステップ③	感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能	遠隔授業と対面授業のハイブリッド	感染状況及び受入施設等との協議により、担当教員と学部長等で実施を判断する	緊急事態宣言下での「活動指針ステップ②」における課外活動について確認すること ※ホームページの1/21更新【学内・学外者向け】新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針について（ステップ②）を確認すること	感染拡大防止の措置を講じた上で実施する	感染拡大防止の措置を講じた上で、勤務を行う	原則として、許可された学外施設利用者、学内事業者及び関連業者以外の入構を禁止する
ステップ④	感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能	遠隔授業と対面授業のハイブリッド	感染状況及び受入施設等との協議により、担当教員と学部長等で実施を判断する	下記（注3）に留意し、届出た上で実施する ※学内外において、学生が特定の参加者と共に活動する（注4） 大会参加は可能（届出）	感染拡大防止の措置を講じた上で実施する	感染拡大防止の措置を講じた上で、勤務を行う	原則として、許可された学外施設利用者、学内事業者及び関連業者以外の入構を禁止する
ステップ⑤	感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能	遠隔授業と対面授業のハイブリッド	感染状況及び受入施設等との協議により、担当教員と学部長等で実施を判断する	感染拡大防止の措置を講じた上で実施する 大会参加は可能（届出）	感染拡大防止の措置を講じた上で実施する	感染拡大防止の措置を講じた上で、勤務を行う	感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能

（注1）ICT等のインターネット環境を用いた遠隔授業の受講等へ対応するため一部施設を開放します。

（注2）演習、実習、実技等を学外で実施する場合は、内容、必要性、感染防止対策等を前もって学部長等と調整の上、実施の許可を得てください。

（注3）顧問・監督など責任者の許可を得て、感染拡大防止の措置を講じた上で、活動（ミーティング等含む）すること。

（注4）正課外活動（クラブ・サークル・文化系団体）における大会への参加については、学生課へ問い合わせること。